

勧告

5. この種の政策をまだ持たない締約国が使えるように、「国家湿地政策」の策定と実施のための実例と説明を含んだ枠組みを作成する必要があることを認識する。
6. そのような枠組みを含む報告書を作成し、さらに各国の政治上制度上の範囲の中で、また国家生物多様性または自然保護行動計画または政策に関連させて、「国家湿地政策」の手続きと意見聴取に関する配慮、起草や実施の具体例とともに、世界中の湿地政策の状況分析を加えることを条約事務局に求める。
7. この枠組みを準備する資料とするため、関連する「国家湿地政策」の文書と要約した情報をラムサール事務局に提供するように締約国に要請する。
8. さらに国家湿地政策の作成と実施の経験がある締約国の担当者の時間と知見を、そのような政策策定に着手しようとしているラムサール加盟国と分かち合うことを要請する。
9. 上記報告書の作成に中心的な役割を果たしたり参加したり、またこの目的のために資金人材の提供を申し出るパートナー機関と協力し合って、報告書出版の調整役となることをラムサール事務局に求める。

勧告6. 10 湿地の経済的評価に関する協力の促進

1. 湿地は幅広い利益を人類にもたらすが、湿地の価値が確立された貨幣指標によって表現されていないことが理由の一つとなり、その経済価値は十分に研究されたり理解されていないことに注目し、
 2. 特に途上国では、湿地の市場外の価値がほとんど研究されていないことにさらに注目し、
 3. 湿地を保全しようという努力は、湿地の劣化と消失につながる根本的な圧力の問題に取り組まなくては、長期的に見て成功する確率が低いことを憂慮し、
 4. 湿地が人々に提供する資源や機能の経済的評価が、湿地への悪影響への対策を行う上で基本的な国内的そして国際的手段となり、悪影響予防に取り組む際に大きく補完する役割を果たすことを意識し、
 5. 重要なポストにいる政策決定者は、しばしば湿地の多岐にわたる経済価値に関する十分な知識を持っていないことをさらに意識し、
 6. 上記の憂慮に対する対応として、国際湿地保全連合の「湿地の機能と価値の経済的評価専門家グループ」等、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、南北アメリカの湿地の価値評価の専門家を含む、多くの有識者のネットワークがすでに設立されていることを想起し、
 7. 1995年にマレーシアで開催された「湿地と開発に関する国際会議」で、湿地の価値評価が関心の的であったことをさらに想起し、
 8. 湿地の価値評価に関わる様々な関係グループの間でさらに連携を確立することの重要性、さらに条約の「1997-2002年戦略計画」の関連項目の実施を促進するために、これらの取り組みを調整し共同作業を進めることが必要であると認識し、
- 締約国会議は、
9. 各国内の湿地保全の利益と必要性と、そして国際的な認識を高めるため、湿地のすべての経済的価値が同定され測定され報告されることが重要であることを確信する。
 10. 既存の有識者による幅広いネットワークに対し、湿地の価値評価においてリーダーシップを発揮し、ラムサ

ール条約の諮問機関としてこの複雑な課題に取り組むことを求める。

11. それらの国内のおよび国際的なネットワークに以下の事項を要求する。

(a) NGOや他の関心のある個人団体と協調しながら、湿地の価値評価に関する協力のための努力を推し進めること。

(b) 湿地の劣化と消失につながる根本的な経済的な圧力を解明する。

(c) 条約の締約国、政策決定者や社会一般に湿地が供給する資源や機能の、これまでに測定されていない豊かさを金銭換算するために、学際的なやり方の価値評価プロジェクトを新たに立ちあげたり継続中のものを支援したりする。

(d) 湿地の価値評価の結果を締約国が国家湿地政策や環境政策に適用するとき、ラムサール事務局が助言をすることに協力する。

(e) 湿地保全の必要性にさらに配慮できるよう、湿地の機能と利益の経済的価値の評価を促進するために適切と考えられる、新たな戦略、研修プログラム、手段の作成を支援する。

12. 全ての締約国および関心を持つグループと機関がこの取り組みを支援するよう勧める。

勧告6. 11 地中海の湿地のための協力

1. 「地中海湿地フォーラム(MedWet)」の協力機関に対し、今回の締約国会議にフォーラムの活動の進捗状況に関する報告を提出するよう求めるとともに、この地域的な活動を歓迎している、地中海地域の湿地の協力についての勧告5. 14を想起し、

2. 地中海の湿地の保全と賢明な利用を目的とした「地中海湿地フォーラム」の第一段階における進展に関心を持って注目し、

3. アルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアの参加により「地中海湿地フォーラム」の活動が拡大されたことにさらに注目し、

4. 「地中海湿地フォーラム」に資金を提供した団体、特に欧州委員会(DG XI)とフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの各政府、WWF、南仏のトゥール・ドゥ・バラ研究所、国際湿地保全連合、ラムサール事務局、地球環境ファシリティー等に感謝の意を表し、

5. 全体会議中の1996年3月25日に、特別報告「未来のためのテーマ」の中の一つとして、イタリア政府と地中海湿地フォーラム調整グループが発表した「地中海湿地フォーラム—地域的な湿地協力のための地中海の青写真」、そして今回の締約国会議中に非公式に行われた地中海の湿地に関する協議の結果を考慮し、

6. 「地中海湿地フォーラム」パートナーとイタリア政府が中心となり、1996年6月にイタリアのベニスで「地中海の湿地に関する国際会議」が計画されているという報告を受け、

締約国会議は、

7. 地中海の湿地の保全と賢明な利用のため、政府とNGO協力機関による調和の取れた総括的な協力体制の形成を歓迎し、このようなやり方は他の地域における湿地活動の有望な手本であると考え、

8. 現在の協力機関が民間セクターも含めた地中海のすべての政府、適切な機関、団体、NGOなどに門戸を